

8-2 EU 木材規則に関する欧州委員会のガイダンス文書 訳

8-2-1 欧州委員会通知 EU 木材規則に関するガイダンス文書 仮訳

「[Comission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation](#)」の  
仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

[https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/3/2016/EN/C-2016-755-F1-EN-  
MAIN-PART-1.PDF](https://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/3/2016/EN/C-2016-755-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF)

ブリュッセル、2016 年 2 月 12 日

C (2016) 755 final

**欧州委員会通知**

2016 年 2 月 12 日

**EU 木材規則に関するガイダンス文書<sup>1</sup>**

**概要**

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める規則 (EU) No 995/2010<sup>2</sup> (EU 木材規則または EUTR) によって、欧州委員会が均一な実施の確保を目的に非立法的行為を採択することが可能になった。現時点で以下の措置が採択されている。

- 監視団体の認定要件ならびに当該認定の付与および取消手続きについて定めた委任規則<sup>3</sup>、および
- デューデリジェンス・システムの詳細規則、ならびに加盟国の管轄官庁が監視団体に対して行う検査の頻度と性質について定めた実施規則<sup>4</sup>

様々なステークホルダー、加盟国の専門家および FLEGT (森林法の施行・ガバナンス・貿易) 委員会のメンバーとの協議の後、EU 木材規則の一部を明確にする必要があるという点でコンセンサスが得られた。また、EU 木材規則およびその非立法的行為に関する課題に対処するためにガイダンス文書が必要であることが合意され、FLEGT 委員会の協力の下で、同ガイダンス文書が協議および作成された。

本ガイダンス文書に法的拘束力はなく、本書の唯一の目的は、EU 木材規則、ならびに欧州委員会の 2 つの非立法的行為の特定の側面に関する情報を提供することである。本ガイダンスは、規則 (EU) No 995/2010、欧州委員会規則 (EU) No 363/2012、または欧州委

<sup>1</sup> 本ガイダンス文書のいかなる部分も、記載された文書への直接的参照に取って代わることはない。また欧州委員会は、本書内の誤りまたは表明に起因するいかなる損害に対する賠償責任も負うものではない。規則の解釈については、欧州司法裁判所のみが最終判断を下すことができるものとする。

<sup>2</sup> OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

<sup>3</sup> OJ L 115, 27.4.2012, p. 12.

<sup>4</sup> OJ L 177, 7.7.12, p. 16.

員会規則（EU）No 607/2012 の規定に取って代わったり、追加したり、それらを修正するものではなく、上記規定は適用すべき法的根拠であり続ける。また、本ガイダンス文書は単独で考慮されるべきではない。本規則と関連して用いられるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。

とはいえ、本ガイダンス文書は、法律文書の理解しづらい部分を明確にしているという点で、EUTR を遵守すべき者にとって有用な参照資料である。また本書は、国の管轄官庁や執行機関が EUTR の包括的規則を実施・施行する上での指針を提供している。

また本書で取り上げた課題は、欧州委員会の 2 つの非立法的行为に関する協議プロセスの中で、また様々なステークホルダーと行った多数の二者会合の後に提起することが決定された。EUTR 適用の経験が増えるに伴って課題を追加することも可能で、その場合、本文書は適宜改訂されることになる。

## 1. 「市場に出荷する」の定義

### 関連法：EUTR—第2条 定義

第2条の下では、以下の状況で木材が出荷された場合、「市場に出荷された」とみなされる。

- 「域内市場に供給された場合」－木材が、EU 内で伐採された、または EU 内に輸入され、自由な流通のために税関を通過したことによって、EU 内に物理的に存在しなければならないことを意味する。関税同盟の領域内に入る前の製品は、「欧州連合の商品」としての地位を取得しないからである。輸送中または再輸出のために特別通関手続き（例：一時輸入、再輸出加工、税関管理下加工、保税倉庫、保税地区）を受ける商品は、域内市場に出荷されたとはみなされない。
- 「最初に供給された場合」－EU 市場に既に出荷されている木材製品や、EU 市場に既に出荷されている木材製品由来の製品は該当しない。また「製品を最初に入手可能にする」というのは、EU 木材規則の適用開始日（2013 年 3 月 3 日）以降に市場に出荷された個々の製品のことを指し、新製品や新たな製品ラインの発売という意味ではない。「市場に出荷する」という概念は、単体として製造されたか、シリーズとして製造されたかを問わず、個々の製品のことを指し、製品の種類という意味ではない。
- 「商業活動の過程で」－木材製品が、加工目的、営利・非営利の消費者への流通目的、または事業者自身が業務で使用する目的で市場に出荷されていないなければならない。本

規則は、非営利の消費者には要件を課していない。

上記の要素が**すべて**同時に存在していなければならない。従って「市場に出荷する」とは、事業者が、木材または木材製品を、流通または使用を目的に、商業活動の過程において、EU市場で最初に入手可能にするという状況が発生していると理解すべきである。「事業者」を明確かつ論理的に一貫して特定するには、木材が EU 市場で入手可能になった方法に基づいて事業者を定義する必要があり、それは木材が伐採された場所が EU の域内か域外かによって異なる。

木材が EU 域内で伐採された、または商業活動の過程で最初に EU 域内に輸入された場合、以下が「事業者」の定義となる。

- (a) 木材が EU 域内で伐採された場合、事業者とは、伐採された木材を流通または使用する主体を意味する。
- (b)(i) 木材が EU 域外で伐採された場合、事業者とは、当該木材が EU 域内での自由な流通のために EU 税関当局によって通関された際に輸入者として行動した主体を意味する。ほとんどの場合、輸入者は、通関申告書（単一行政文書）の記入欄 8 の名称または番号が記載された「荷受人」として特定できる。
- (b)(ii) 木材または木材製品が EU に輸入された場合、「事業者」の定義は、製品の所有権その他契約上の取り決めとは無関係である。

すべての事業者は、EU を拠点にしているか否かにかかわらず、違法伐採木材の市場への出荷禁止、ならびに適切な注意（デューデリジェンス）を払う義務を遵守しなければならない。

付属書 1 には、「市場に出荷する」という解釈の実践例が記載されている。

EUTR には遡及効果がない。つまり、当該禁止の発効日である 2013 年 3 月 3 日よりも前に市場に出荷された木材・木材製品には当該禁止が適用されないことを意味する。ただし事業者は、国の管轄官庁による検査の際に、2013 年 3 月 3 日から運用可能なデューデリジェンス・システムを構築していることを示さなければならない。従って、事業者は、当該日の前後に供給品を特定できる状態になっている必要がある。取引業者に対する追跡義務も当該日から適用される。

## 2. 「無視できるリスク」の定義

### 関連法：EUTR –第6条–デューデリジェンス・システム

事業者は、デューデリジェンスにおいて、十分なリスク評価を行うために自らが扱う木材・木材製品とそのサプライヤーに関する情報を収集しなければならない。第6条は、評価すべき2種類の情報について以下のように定めている。

- 第6条(1)項(a)号–木材または木材製品そのものに関連した具体的な情報：木材・木材製品の詳細、伐採国（該当する場合は国内地域やコンセッション地）、サプライヤーおよび取引業者、適用法の遵守を示す文書。
- 第6条(1)項(b)号–製品を評価するための背景を提供する一般情報：特定の樹種の違法伐採の蔓延状況、伐採国における違法伐採慣行の蔓延状況、およびサプライチェーンの複雑さに関する具体的な情報。

一般情報は事業者がリスクレベルを評価するための背景を提供するが、木材製品そのものに関連したリスクを判断するには製品の具体的な情報が必要である。つまり、一般情報が潜在的リスクを示している場合は、製品の具体的な情報を収集する際に特別な注意を払わなければならないという意味である。製品の木材供給源が複数ある場合は、各構成要素または各樹種のリスクを評価する必要がある。

リスクレベルには多くの要素が関わっているため、ケースバイケースで評価を行うしかない。リスク評価システムとして一般的に認められているものはないが、原則として、事業者は以下の点を考慮する必要がある。

- **木材がどこで伐採されたのか？**  
木材の産地である国、地域またはコンセッション地で違法伐採が蔓延しているか？特定の樹種が特に違法伐採のリスクにさらされているか？木材の輸出入に対して国連安全保障委員会または欧州連合理事会の制裁が課されているか？
- **ガバナンスのレベルに懸念があるか？**  
ガバナンスのレベルによって、適用法の遵守を示す文書の信頼性が損なわれることがある。従って、国の汚職・腐敗レベル、ビジネスリスク指標その他ガバナンス指標を考慮する必要がある。
- **サプライヤーが適用法の遵守を示す文書をすべて揃えることができるか？またそれらの**

### 文書は検証可能か？

関連文書をすべて入手できる場合は、その製品のサプライチェーンが適切に構築されている可能性が高い。事業者はそれらの文書が本物で信頼できると確信してもよい。

- サプライチェーンに含まれている企業に、違法伐採に関連した慣行に関わっている兆候があるか？

違法伐採に関連した慣行に関わっている企業から購入する木材は、違法に伐採されている可能性が高くなる。

- サプライチェーンは複雑か？<sup>5</sup>

サプライチェーンが複雑になるほど、製品の木材を産地（供給源）まで遡るのが難しくなる。サプライチェーンのいずれかの段階で必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。

製品の具体的情報と一般情報の両方を十分評価した結果、懸念すべき理由がなかった場合に、木材供給のリスクは無視できる程度だと理解すべきである。

本リスク評価リストは非網羅的であり、基準を増やした方が製品の木材が違法伐採された可能性を判断しやすい場合、または合法的に伐採されたことを証明しやすい場合、事業者は基準を追加することができる。

### 3. 「サプライチェーンの複雑さ」の明確化

関連法：EUTR-第6条-デューデリジェンス・システム

「サプライチェーンの複雑さ」はEUTR第6条のリスク評価基準の中に明示的に記載されており、従って、デューデリジェンスのリスク評価およびリスク低減と関連している。

同基準は、サプライチェーンが複雑な場合、木材を伐採地（伐採国、該当する場合は地域または伐採コンセッション）まで遡ることがより難しくなるという考えが根拠になっている。サプライチェーンのいずれかの段階で必要な情報が得られない場合、違法伐採木材がサプライチェーンに混入している可能性が高くなる。ただし、サプライチェーンの長さをリスク上昇要因とみなすべきではなく、重要なのは、製品の木材を伐採地まで遡れる可能性である。サプライチェーンが複雑なために、EUTR第6条(1)項(a)号および(b)号で義務付けられた情報の確認が難しい場合は、リスクレベルが高くなる。サプライチェーンに未確

<sup>5</sup> 「サプライチェーンの複雑さ」の概念を詳しく知りたい場合は、セクション3を参照。

認の段階があるときは、リスクが無視できないレベルだと結論づけることができる。

伐採地と事業者の間に入る加工業者や仲介業者の数が増えると、サプライチェーンの複雑さが増す。1つの製品に用いられている樹種や木材供給源が複数にわたる場合も複雑さが高くなる。

事業者は、サプライチェーンの複雑さを評価する際に以下の点を考慮することができる（ただし、網羅的リストではない）。

- ✓ 特定の木材製品が EU 市場に出荷されるまでに複数の加工業者またはサプライチェーンの複数の段階を経ているか？
- ✓ 木材・木材製品が EU 市場に出荷される前に複数の国で取引されているか？
- ✓ 市場に出荷する製品の木材には複数の樹種が含まれているか？
- ✓ 市場に出荷する製品の木材が複数の原産地から供給されているか？

#### 4. 適用法の遵守を示す文書に関する要件の明確化

<b>関連法：EUTR—第2条および第6条—デューデリジェンス・システム</b>
--

この義務は、「違法木材の定義はその木材が伐採された国の法律に基づいている」という根拠が背景となっている。

EUTR 第6条(1)項(a)号の最後の箇条書きには、デューデリジェンス・システムの一部として、伐採国の適用法を遵守していることを示す文書その他情報を収集しなければならないと規定されている。文書の収集はリスク評価のためであって、独立した要件とみなすべきではないことに留意する必要がある。事業者は、EUTR に基づくデューデリジェンスを実施するために、収集した文書の内容と信頼性を評価し、各文書に記載された様々な情報間の関連性を理解していることを示せなければならない。

法律は国によって異なり、修正される可能性があるため、EUTR は特定の法律を示さずに多数の立法領域を列記し、柔軟なアプローチをとっている。伐採国の適用法遵守を示す文書その他の情報を取得するには、事業者はまず、該当する国にどのような法律が存在するかを把握しなければならない。そのために、欧州委員会と連携した加盟国の管轄官庁によるサポートを得たり、監視団体(MO)のサービスを活用することができる。事業者がMOのサービスを利用しない場合でも、木材・木材製品伐採国の森林部門に関する専門知識を有する団体に支援を求めることができる。

国によって様々な規制制度があり、すべての国で特定の文書の発行が義務付けられているわけではないため、上記文書その他の情報を取得する義務は広義に解釈する必要がある。従って、同義務には以下の文書が含まれると理解すべきである：管轄官庁が交付した公文書、契約上の義務を示した文書、企業の方針や行動規範を示した文書、第三者検証機関が発行した証明書など。文書および情報は紙媒体または電子媒体のいずれかの方法で提出できる。

サプライチェーンの当事者は、伐採国・地域の一般情報を評価し、これらの文書が本物であることを確認するための合理的措置を取らなければならない。

以下の表は説明のために具体例をまとめたものであり、義務的または網羅的な事例とみなすべきではない。

1. 法律に基づき公告された範囲内で木材を伐採する権利に関する文書。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：所有権、土地利用権、契約またはコンセッション契約に関する文書。
2. 伐採権および木材に対する支払い（木材伐採に関連する税金を含む）。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：契約書、銀行手形、VAT 文書、正式な領収書。
3. 木材伐採。木材伐採と直接関連している場合、森林管理や生物多様性保全を対象とした環境法および森林法を含む。	正式な監査報告書；環境許可証；承認された伐採計画；伐採区画閉鎖報告書；行動規範；厳格な法的監督および木材追跡・管理手続きが示された公開情報；伐採国の管轄官庁が交付した公文書など。
4. 木材伐採の影響を受ける利用権・保有権に関する第三者の法的権利。	環境影響評価；管理計画；環境監査報告書；社会的責任に関する合意；保有権・利用権の主張および紛争に関する特定の報告書。
5. 森林部門に関連した貿易および関税。	一般的に入手可能な紙媒体または電子媒体の文書。 例：契約書、銀行手形、貿易手形、輸入許可証、輸出許可証、輸出税の正式な領収書、輸出禁止リスト、輸出割当証明書など。

収集した文書は、サプライチェーン全体の追跡可能性を考慮して総合的に評価する必要があり、すべての情報が検証可能でなければならない。あらゆるケースにおいて、事業者は例として以下を確認する必要がある。

- 様々な文書が互いに、および入手可能なその他の情報と整合しているかどうか。
- 各文書が具体的に何を証明しているか。
- どのシステム（例：当局が管理するシステム、独立監査など）に基づいて文書が作成さ

れたか。

- 各文書の信頼性および妥当性（文書が偽造または違法に発行された可能性）。

加えて、事業者は、汚職・腐敗のリスク（特に林業部門）も考慮しなければならない。汚職・腐敗のリスクが無視できないレベルの場合は、当局が交付した公文書であっても信頼できるとみなすことはできない。国または国内地域の汚職・腐敗に関しては、一般的に利用できる様々な情報源がある。最も一般的なものはトランスペアレンシー・インターナショナル（国際透明性機構：TI）の腐敗認識指数（CPI）だが、他の同様の指標や関連情報を活用してもよい。

低い CPI スコアはさらなる検証が必要な可能性を示しており、信頼性を疑うべき理由があるかもしれないため、文書を点検する際は特に注意する必要があることを意味している。事業者は、CPI スコアは国の汚職・腐敗がどの程度だと認識されているかを示す平均的な指標であり、林業部門の特定の状況を直接示しているとは限らないことを認識する必要がある。従って、国内の地域によって汚職・腐敗リスクが異なっている可能性もある。

あるケースの汚職・腐敗リスクが高いほど、違法伐採木材が EU 市場に混入するリスクを軽減するために追加の証拠を取得する必要性が高くなる。追加の証拠としては、第三者検証制度（本ガイダンス文書のセクション 6 を参照）、独立監査または自己監査、木材追跡技術（例：遺伝子マーカー、安定同位体分析）などが挙げられる。

## 5A. 製品範囲の明確化－包装・梱包材

### 関連法：EUTR－第 2 条および EU 木材規則の付属書

付属書には、「欧州連合理事会規則（EEC）No 2658/87 付属書 I の合同関税品目分類表<sup>6</sup>に分類され、本規則が適用される木材・木材製品」が記載されている。

HS コード 4819 は以下を対象としている：「紙製、板紙製、セルロースウォッディング製またはセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器および紙製または板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの」

- 上記のいずれかの品目が、他の製品の包装・梱包材としてではなく、それ自体が製品として市場に出荷された場合は本規則の対象となり、従って、デューデリジェンスを適用

<sup>6</sup>[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/customs/customs\\_duties/tariff\\_aspects/combined\\_nomenclature/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/combined_nomenclature/index_en.htm).

しなければならない。

- HSコード 4415 または 4819 に分類された包装・梱包材が、他の製品を「支え、保護し、運搬する」ために用いられた場合は、本規則の対象にはならない。

これは、EUTR 付属書内で HS コード 4415 に適用されている上記制限が、HS コード 4819 にも適用されることを意味する。

このカテゴリーでは、製品に「不可欠な特徴」を与えていると考えられる包装・梱包材と、特定の製品に合わせて成形されているが製品の不可欠な要素ではない包装・梱包材とがさらに区別されている。合同関税品目分類表の解釈に関する一般規則<sup>57</sup>はこれらの違いを明確にしており、以下にその例を挙げている。ただし、これらの追加の区別が関係しているのは、本規則が適用される商品のごく一部だと考えられる。

要約すると、以下が本規則の対象となる：

- それ自体が製品として市場に出荷された、HSコード 4415 または 4819 の包装・梱包材。
- 製品に不可欠な特徴を与えている HSコード 4415 または 4819 の容器。例：装飾的なギフトボックス。

以下は本規則が免除される。

- ✓ 内部に商品が入っており、他の製品（木製品か否かを問わず）を支え、保護し、運搬するためだけに使用されている包装・梱包材。

## 5B. 製品範囲の明確化－廃棄物および回収品

**関連法：EUTR－前文 (11) および第 2 条+指令 2008/98/EC－第 3 条 (1) 項**

以下は本規則が免除される：

- ✓ 付属書に言及された、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質から製造された木材製品（例：解体された建物から回収された木材、または廃棄材から製造された製品）。

以下は本規則が免除されない：

- ✓ ライフサイクルを完了しておらず、再利用されなければ廃棄物として処分される原材料を用いた製造工程の副産物。

<sup>7</sup> <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2015:076:FULL&from=EN>.

## シナリオ

### 製材の副産物として製造されたウッドチップとおがくずには本規則が適用されるか？

はい。ただし、過去に域内市場に出荷された物質から製造されたウッドチップその他の木材製品は、「市場に出荷する」に関連した本規則の要件（EUTR 第 2 条（b）項、最後の文章）の対象とはならない。

### 家屋の解体後に回収した木材で製造した家具には本規則が適用されるか？

いいえ。これらの製品の材料は、ライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分されるものである。

## 6. リスク評価とリスク低減における第三者検証制度の役割<sup>8</sup>

関連法：EUTR-前文（19）および第 6 条-デューデリジェンス・システム+欧州委員会実施規則（EU）No 607/2012-第 4 条-リスク評価および緩和

### A. 背景情報

自主的な森林認証制度および木材合法性確認制度は、木材製品に関する顧客の要求に応えるためにしばしば利用される。通常これらの制度では、森林管理ユニット内で実施すべき管理慣行を定めた規格が設定され、それは以下によって構成されている。一般原則、基準および指標；規格遵守の検査および認証付与に関する要件；サプライチェーンを通して製品には認証を受けた森林から産出された木材のみ（または一定割合の木材）が含まれていることを保証する個別の生産・流通・加工過程管理（CoC）認証。

森林経営者や製造業者・取引業者ではなく、認証を求める顧客でもない機関が実施する評価や認証付与は、第三者認証として知られている。認証制度は通常、第三者機関に対し、監査者の技能に関する基準を定めた認定プロセスや認証機関が遵守すべき制度を通じて自らに評価を行う資格があることを証明するよう求めている。国際標準化機構（ISO）は、認証機関と評価実務の両方に関する要件の規格を公開している。私設の木材合法性確認制度は認可を受けた認証サービスを提供する機関が実施することが多いが、制度自体は認定を必要としない。

森林管理ユニットの管理に関する法令遵守の要件は、通常、森林管理認証基準の一部となっている。環境管理や品質管理などに関するシステム管理基準には、通常そのような要件は

<sup>8</sup> 証明書に FLEGT ライセンスや CITES 許可書と同じ地位は与えられていないことに留意（下記セクション 10）。

含まれておらず、後者は評価の際に厳格に検査されていない可能性がある。

## B. ガイダンス

製品の木材が合法的に伐採されたことを保証するために認証制度や合法性確認を利用すべきかどうかを検討する場合、事業者は、その制度にすべての適用法を対象とした基準が盛り込まれているかどうかを判断する必要がある。そのためには、事業者が利用している制度や、その制度が当該木材の伐採国でどのように適用されているかに関する一定の知識が必要である。通常、認定製品には、認証基準や監査プロセスの要件を設定した認証機関の名称が記載されたラベルが付けられている。そのような機関は通常、認証の適用範囲や、木材伐採国でその認証がどのように適用されるかなどの情報（現場査察の性質と頻度などの詳細を含む）を提供することができる。

事業者は、証明書を発行した第三者機関が十分な資格を有し、認証制度や関連する認可機関との関係が良好であることを確認しなければならない。また、制度に対する規制の情報は、該当する認証制度から得ることができる。

一部の制度は、製品に用いられている木材の特定の割合が認証基準を完全に満たしていれば認証を与えており、通常、その割合はラベルに明記されている。その場合、事業者は、認定されていない部分に対して検査が行われているかどうか、またそれらの検査によって適用法の遵守が適切に証明されているかどうかに関する情報を入手することが重要である。

未知または未許可の木材がサプライチェーンに混入していないことを示す証拠として、生産・流通・加工過程管理認証を用いることもできる。同認証は、許可を得た木材のみが「重要管理点」でサプライチェーンに入ること、および製品を追跡する際に、伐採源の森林だけでなく、サプライチェーン内の直前の管理者（生産・流通・加工過程管理認証の保有が必須）にも遡れることを根拠としている。生産・流通・加工過程管理認証を有する製品には、伐採源が複数あったり、認証された材料とその他の許可を得た材料が混ざって含まれていたりすることがある。生産・流通・加工過程管理認証を合法性の証拠として用いる場合、事業者は、許可された材料が適用法を遵守していること、およびそれ以外の材料を除外するために十分な管理が行われていることを確保しなければならない。

生産・流通・加工過程管理認証を有する機関は、認証された材料、認証された部分の材料、許可された材料、および未許可の材料を分離するためのシステムが整備されている限り、その時点で認定製品を製造していなくても同認証を保有し続けることができる点に留意する必要がある。認証を保証の根拠としている事業者が生産・流通・加工過程管理認証を有するサプライヤーから購入する場合は、自らが購入する製品が生産・流通・加工過程管理認証の

対象になっているかどうかを確認しなければならない。

事業者は、第三者検証制度の信頼性を評価する際に以下の点を考慮することができる。  
(ただし、網羅的リストではない)；

- ✓ 欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012 の第 4 条に基づくすべての要件を満たしているか？
- ✓ 認証または他の第三者検証制度が、国際標準または欧州の標準 (例：関連する ISO ガイドまたは ISEAL (国際社会環境認定表示連合) の規範) に従っているか？
- ✓ 木材または木材製品が輸出される国に、第三者検証制度の潜在的な欠陥や問題に関する根拠のある報告書が存在するか？
- ✓ 検査・検証を実施した第三者が、欧州委員会実施規則 (EU) No 607/2012 の第 4 条 (b) 項、(c) 項および (d) 項が指す独立した認可機関に該当するか？

## 7. デューデリジェンス・システムの定期的評価

### **関連法：EUTR-第4条-事業者の義務**

「デューデリジェンス・システム」とは、文書化された、検査済みの段階的手法を意味し、適切な管理体制が組み込まれ、ビジネスプロセスにおいて一貫した望ましい結果を生み出すことを目的としている。自己のデューデリジェンス・システムを使用する事業者は、同システムを定期的に評価することによって、システム担当者が適切な手順を遵守し、望ましい結果が得られていることを確認する必要がある。優良事例では、そのような評価を毎年実施すべきことが示唆されている。

同評価は、組織内の人物（できればシステム担当者と無関係な人物）または外部機関が実施することができる。評価によって弱点または欠陥を特定し、組織の管理者が問題への対応期限を設定する必要がある。

木材のデューデリジェンス・システムの場合、例えば、以下に関する書面の手順が整備されているかどうかを評価する必要がある。

- 市場に出荷する木材製品の供給に関する主な情報の収集・記録
- 製品の構成要素に違法伐採木材が含まれているリスクの評価
- リスクのレベルに応じた対策案の詳細

同評価では、デューデリジェンスの担当者がそれぞれの手順を理解・実施し、各手順が効果的に実施されている（リスクのある木材が特定され、その供給が排除されている）ことを確保する適切な管理体制が整備されていることも確認しなければならない。

## 8. 複合製品

### 関連法：EUTR-第6条(1)項

事業者は、複合品または木製の構成要素が含まれる製品に関する「情報へのアクセス」義務を履行する際は、複合品に用いられた未使用材料すべてに関する情報（樹種、各構成要素が伐採された場所、構成要素の産地の合法性を含む）を得る必要がある。

複合木材製品のすべての構成要素の具体的な産地を特定するのは難しく、特に紙、繊維板、パーティクルボードのように再構成された製品は、産地だけでなく樹種の特定も困難である。製品に用いられた木材の樹種が複数ある場合、事業者は、その木製品の製造に用いられた可能性がある木材の各樹種のリストを提出しなければならず、国際的に認められた木材用語（例：DIN EN 13556「欧州で使用されている木材の用語」、Nomenclature Générale des Bois Tropicaux（熱帯材の一般的名称）、ATIBT（1979））に従って樹種を列記する必要がある。

複合品の構成要素が、その製品に組み込む以前に既に市場に出荷されていた、またはライフサイクルを完了し、再利用されなければ廃棄物として処分される物質（5b参照）から作られたものであることを証明できる場合は、その構成要素に対してリスク評価を行う必要はない。例えば、事業者が製造・販売した製品にウッドチップを混ぜたものが含まれており、その一部は既にEU市場に出荷されていた木材製品から作られ、別の一部は事業者がEUに輸入した未使用材木から作られていた場合、リスク評価を行う必要があるのは輸入した部分だけである。付属書IIには、事業者が供給できる複合品に関する詳細な事例が記載されている。

## 9. 森林部門

### 関連法：EUTR-第2条

本セクションは、木材伐採国からの木材・木材製品の輸出に関する法規制の遵守のみを対象としており、本要件は、EUへの輸出国ではなく、伐採国からの輸出に適用される。例えば、木材がX国からY国へ輸出され、さらにY国からEUへ輸出された場合、本要件はX国からの輸出に対してのみ適用され、Y国からEUへの輸出には適用されない。

適用法には以下が含まれるが、それらに限定されない：

- 木材製品の輸出に対する禁止、数量割当その他の規制。例：未加工の丸太または粗びき木材の輸出禁止。

- 木材・木材製品の輸出ライセンスに関する要件。
- 木材・木材製品の輸出者に求められている公的な認可。
- 木材製品の輸出に適用される税金の支払い。

### 10A. CITES および FLEGT ライセンスを有する木材の扱い

#### 関連法：EUTR－第3条

本規則は、FLEGT ライセンスまたは CITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）証明書が適用されている木材・木材製品は、本規則の要件を十分満たしているものとみなしており、それは以下のことを意味する：

- a) 上記文書が適用されている製品を市場に出荷している事業者は、有効な関連文書によって適用範囲を実証できる場合でも、当該製品に対してデューデリジェンスを行う必要がない。
- b) 加盟国の管轄官庁によって、上記に該当する製品は、合法的に伐採され、本規則の規定を違反するあらゆるリスクを排除しているとみなされる。

その理由は、輸出国と EU との自主的・二国間協定に従って、輸出国において合法性確認、つまりデューデリジェンスが実施されることになっているからで、従って事業者は、当該木材にはリスクがないとみなすことができる。

### 10B. CITES リスト掲載種から作られた CITES リスト未掲載の木材製品の扱い

#### 関連法：EUTR－欧州連合理事会規則第3条＋欧州連合理事会規則 (EC) No. 338/97

#### CITES および EU 野生生物取引規則

政府間協定の CITES は、野生動植物の国際取引によって種の存続が脅かされないようにすることを目的としている。対象となる動植物は 3 万種以上で、必要な保護の度合いは種によって異なる。CITES は特定の種の国際取引を一定の管理下に置くことによって機能し、管理には、同条約指定種の輸入許可および（再）輸出許可の取得を義務付けるライセンス制度も含まれる。

同条約指定種は、科学的評価に基づき義務付けられた保護の度合いに応じて、3つの附属書のいずれかに掲載されている。附属書 I には、現在絶滅のおそれがある種が掲載されており、これらの種の取引は特別な場合に限り認められている。附属書 II に掲載されている種は、必ずしも近い将来絶滅の危機に瀕するとは限らないが、「種の存続に反する利用」を回

避するために取引の管理が義務付けられている。附属書 III には、少なくとも一国で保護され、当該保護国が他の CITES 締約国に取引管理の支援を要請している種が掲載されている。

EU では、CITES は様々な規則の総称として知られている「EU 野生生物取引規則(WTR)<sup>9</sup>」を通して履行されている。欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 (基本規則) は、4 つの付属書 (A~D) に掲載された種の標本<sup>10</sup>の、EU への持ち込み、EU からの輸出・再輸出、および EU 域内での移動について規定している。種が掲載されている付属書によって異なる規制管理が適用され、一部の WTR 条項は CITES の規定の範囲を超えている。

## 課題

CITES の附属書および欧州連合理事会規則 338/97 の付属書には、種の特定の部分または派生物、あるいは種の特定の個体のみが列記されていることがある<sup>11</sup>。ある品目または製品が、(例えば、付属書内の列挙が限定的なために) 欧州連合理事会規則 338/97 の対象となっていない場合、当該品目または製品は WTR の規制を受けない。規則 995/2010 の第 3 条はそのような品目には適用されず、従って、本規則の目的上、当該品目は合法的に伐採されたとは自動的にみなされない。

<sup>9</sup> 現行の規則は以下のとおり：取引規制による野生動植物種の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97；欧州委員会規則 (EU) No 1320/2014 によって最後に修正 (基本規則)；欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の実施に関する詳細規則を定める欧州委員会規則 (EC) No 865/2006 (欧州委員会規則 (EU) 56/2015 によって最後に修正) (実施規則)；取引規制による野生動植物の保護に関する欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 に定められた許可書、証明書その他文書の策定に関する規則を定め、規則 (EC) No 865/2006 (許可規則) および特定の種の野生動植物の標本を欧州連合に持ち込むことを禁じる欧州委員会実施規則 (EU) No 888/2014 を修正する 2012 年 8 月 23 日付の欧州委員会実施規則 (EU) No 792/2012 (欧州委員会実施規則 (EU) 57/2015 によって最後に修正)。加えて、特定の国から特定の種を EU に持ち込むことを停止するための停止規則も整備されている。

<sup>10</sup> 「標本 (specimen)」には特定の意味があり、欧州連合理事会規則 338/97 の第 2 条 (t) 項に定義が示されている。

<sup>11</sup> ある種が付属書 A、B または C に掲載されている場合、当該種の特定の部分および派生型のみが含まれていることを示す注釈がない限り、当該種のすべての部分および派生型も同じ付属書に掲載されている。規則 338/97 の脚注 12 は、#の記号を用いたマーキングシステムについて説明している。

以下の表に2つの事例を示している。

<p>1) 付属書 B-オオバマホガニー(<i>Swietenia macrophylla</i>) (II) (新熱帯区の個体群-中米および南米大陸、カリブ海地域を含む) #6</p>	<p>この種の場合、現在、丸太、挽き材、ベニヤシート、合板のみが欧州連合理事会規則 338/97 (付属書 B) に掲載されている。さらに新熱帯区の個体群のみが対象で、例えばインドネシア (プランテーション) で育成した樹木は除外されている。</p> <p>これらの個体群から作られた品目を EU 内に持ち込むためには、欧州連合理事会規則 338/97 の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>丸太、挽き材、ベニヤシート、合板のみが欧州連合理事会規則 338/97 の対象で、(同規則に従って導入された場合は) 規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定が適用される。</p> <p>この種から作られたその他のあらゆる製品は欧州連合理事会規則 338/97 の規制を受けず、規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定は適用されない。</p>
<p>2) 付属書 B-マホガニー (<i>Swietenia mahagoni</i>) (II) #5</p>	<p>この種の場合、現在、丸太、挽き材、ベニヤシートのみが欧州連合理事会規則 338/97 (付属書 B) に掲載されている。</p> <p>これらの品目を EU 内に持ち込むためには、欧州連合理事会規則 338/97 の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>丸太、挽き材、ベニヤシートのみが欧州連合理事会規則 338/97 の対象で、(同規則に従って導入された場合は) 規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定が適用される。</p> <p>この種から作られたその他のあらゆる製品 (合板を含む) は欧州連合理事会規則 338/97 の規制を受けず、規則 995/2010 の第 3 条に基づく合法性の推定は適用されない。</p>

## 結論

事業者は、ある製品が EUTR によって規制されているが、(例えば、欧州連合理事会規則 338/97 の関連付属書内の列挙が限定的なために) WTR の規制は受けていない場合、同製品を輸入する際に特に注意を払う必要がある。EUTR の下では、当該製品の輸入に対する合法性は推定されない。

従って事業者は、他の輸入製品と同様に、当該製品にもデューデリジェンスを実施しなければならない。不明な点がある場合は、該当する輸出国の関連 CITES 管理当局に問い合わせる必要があり、連絡先の詳細は以下の CITES のウェブサイトに記載されている：  
<http://www.cites.org/cms/index.php/component/cp>.

事業者は、欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の付属書が、CITES の附属書 I および II の改正を反映させて、少なくとも 2 年か 3 年ごとに改正されることを念頭に置いておかなければならない。欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の付属書 C の改正 (リストへの追加または削除) は、CITES 附属書 III の改正に従って適宜行われる (締約国へは CITES 事務局から通知される)。

また、一部の締約国は、欧州連合理事会規則 (EC) No 338/97 の規定よりも厳しい規則を定めている (例：付属書 C または D に掲載されている種の輸入・取引に対して追加の許可を義務付けている場合がある) ことにも留意しなければならない。

## 11. 代理業者の扱い

**関連法：EUTR—第 2 条、第 6 条、第 10 条**

### **A. 背景情報**

「代理人」とは、契約上の本人の名前で、かつ本人のために行動する代表者を指す。木材業界では、代理業者がサプライヤーやバイヤーの代わりに行動することがある。ただしその場合でも、契約相手は常にサプライヤーまたはバイヤーであり、代理業者は仲介業者となる。

一部の代理業者は、主に商業上の理由で、自らの契約またはサプライチェーンに関する詳細を輸入者と共有できない、または共有することに消極的である。そのような場合、輸入者は、EUTR の下で事業者に義務付けられているデューデリジェンスを行うために必要な基本情報にアクセスすることができない。

代理業者が輸入者とは別の国に拠点を置いていることもある。

## B. ガイダンス

### 代理業者とデューデリジェンス

代理業者を利用してもしなくても、事業者に対するデューデリジェンスの要件は変わらない。事業者が木材を供給している代理業者が、事業者が満足いくデューデリジェンスを実施するための十分な情報を提供できない、または提供するのに消極的な場合、事業者は、デューデリジェンスを実施できるようにするために供給ラインを変更するべきである。

### 代理業者と事業者が拠点を置く国が異なる場合

代理業者が関与していても、管轄官庁が事業者に対して検査を行う義務には影響を与えず、事業者は、木材を出荷する市場の国の管轄官庁による検査を受けなければならない。事業者が他国を拠点とする代理業者を介して木材を供給している場合、事業者への検査義務を有する管轄官庁は、当該代理業者が拠点を置く国またはそれ以外の国の管轄官庁その他当局の協力を仰ぐことができる。

## 12. 監視団体の扱い

関連法：EUTR－第8条＋欧州委員会委任規則 (EU) 363/2012－第8条＋欧州委員会実施規則 (EU) 607/2012－第6条
--

### 1. 監視団体 (MO) と管轄官庁 (CA) との間の伝達および協調

#### A. 背景情報

MO と CA との間で効果的なコミュニケーションが図られていれば、両者の能率が向上する。CA は、どの事業者が MO を利用しているかを知っていれば、リスクに基づいて計画を立案する際にそれを考慮することができる (例：そのような事業者への訪問を減らす)。これは CA、事業者および MO にとって有益である。

同様に、MO が提供するデューデリジェンス・システムを正しく利用できていないのはどの事業者かを CA が知っていれば、CA はそれを考慮に入れることができる (例：これらの事業者への訪問を増やす)。これは CA にとって有益である。なお MO には、規則 995/2010 の第 8 条 (1) 項 (c) 号に基づいて、CA と情報を共有する義務があることに留意しなければならない。

MO が特定の違法性の証拠を発見した場合、それは直ちにすべての加盟国の CA によって活用されることになる。

## B. ガイダンス

MO は、サービスを提供している加盟国の CA と、顧客の年次報告書（契約有効期間の詳細を含む）を共有することが推奨される。

## 2. 利益相反

### A. 背景情報

EUTR および関連規則には利益相反に関する規定があり、利益相反を回避するためのシステムを整備しなければならないと定めている。

利益相反は、関係者に個人的その他副次的利害がある場合に発生し、（欧州連合理事会勧告 No. R (2000)10E に基づく）公平で客観的な職務履行に影響を及ぼしたり、及ぼしているような印象を与える。

### B. ガイダンス

MO は、利益相反を回避するために、以下を整備・実施し、定期的に更新しなければならない。

- 契約上の義務に基づき、職員全員が潜在のおよび実際のあらゆる利益相反を書面で開示するための手順書
- 潜在的利益相反に関する第三者の根拠のある懸念にどのように対応するかを定めた手順書
- MO による決定が利益相反の影響を受けない、または影響を受けているような印象を与えないための、潜在的利益相反への時宜を得た適切な対応に関する手順書
- 潜在的なあらゆる利益相反およびそれらを解決するために取られた措置を記録するための手順書

### **3. 第三国における「デューデリジェンス証明」の扱い**

#### **A. 背景情報**

事業者が、デューデリジェンスにおいて、EU 域外の MO 姉妹機関が発行した証明書を提示されることがある。また、これらの証明書があれば事業者はデューデリジェンスを行う義務を免除されると伝えられるケースもある。しかし本規則には、そのような証明書の扱いに関する明示的な説明はない。

#### **B. ガイダンス**

事業者がそのような証明書を受領しても、EUTR 第 6 条に定められたデューデリジェンスの義務を免除されることはない。MO または EU 域外の MO 姉妹機関が証明書を発行する際は、それによってデューデリジェンスの義務が免除されることはないことを明記する必要がある。

ただし証明書は、遵守を示す他の文書（例：合法性保証システムの証明書）と同様に、デューデリジェンス・システムの一部として活用することができる。この場合、事業者は、デューデリジェンスの一環として、証明書の具体的な証明内容や検査の頻度を正確に理解する必要がある。また事業者は、追加の質問や証明書の有効性確認が必要なときのために、検査を実施する企業の連絡先を把握しておく必要がある。

### **4. 事務所がない加盟国でサービスを提供している MO への検査**

#### **A. 背景情報**

すべての加盟国で事業者にサービスを提供している MO の中には、すべての加盟国に事務所を設置していないケースもある。この場合、CA は全加盟国で MO に対する検査を実施すべきか、MO が事務所を有する国だけで検査をすればいいのかという疑問が生じる。

#### **B. ガイダンス**

EUTR 第 8 条 (4) 項は、「管轄官庁は、自らの管轄権内で活動する監視団体に対し、定期的に検査を実施しなければならない」と定めている。この場合の「活動」とは、EUTR 第 8 条(1)項で示された、「デューデリジェンス・システムを利用する権利を事業者に付与し」、「当該事業者がデューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する」と理解すべきである。

MO が CA の管轄権内で事業者 서비스에提供している場合、CA は少なくとも 2 年に 1 回、当該 MO に対する検査を実施しなければならない。MO が現時点で CA の管轄権内で事業者 서비스에提供していない場合、CA は MO に検査を実施する必要はない。

MO は、ある加盟国に事務所を設置していなくても、その加盟国の CA が検査の実施を望めば、CA の都合に合わせて職員を派遣し、CA に情報を提供しなければならないことを認識しておく必要がある。CA が MO に出向くことはない。

ただし、MO が主たる事務所を構える加盟国の CA は、当該 MO に少なくとも 2 年に 1 回検査を実施しなければならない。主たる事務所とは、欧州委員会のウェブサイトに掲載されている所在地を意味する。CA は、検査結果を互いに共有することが奨励される。

## **5. MO を利用する事業者に対する CA の検査**

### **A. 背景情報**

規則 995/2010 第 8 条 (1) 項 (b) 号は、MO に対し、事業者が「デューデリジェンス・システムを適切に利用していることを確認する」よう求めている。CA は、MO のデューデリジェンス・システムを利用している事業者を含め、すべての事業者に検査を実施しなければならない。

### **B. ガイダンス**

CA は、リスクに基づいて計画を策定する際に、MO のデューデリジェンス・システムを利用する事業者も含めなければならない。例えば、十分検査された MO のデューデリジェンス・システムを利用する事業者を「低リスク」とみなすなど、CA は MO の利用を検討材料に用いることもできる。

## 付属書 I

### 「市場に出荷する」という解釈の実践例

以下のシナリオでは、EU 木材規則に基づき、企業または個人が事業者とみなされる状況を例示している。

#### シナリオ 1

製造業者 C は、EU 域外の第三国で紙を購入し、それを EU（いずれかの国）に輸入した後、同国でその紙を用いて筆記帳を製造した。その後、製造業者 C はその筆記帳を別の EU 加盟国の小売業者 D に販売した。当該筆記帳は、EUTR の付属書の対象となる製品である。

- ▶ 製造業者 C は、自らの事業で使用する目的で紙を輸入した時点で事業者となる。

#### シナリオ 2

小売業者 G は、EU 域外の第三国でロール紙を購入し、EU に輸入した後、EU 域内の自らの商店で使用している。

- ▶ 小売業者 G は、自らの事業で使用する目的でロール紙を EU に輸入した時点で事業者となる。

#### シナリオ 3

EU に拠点を置く製造業者 C は、コーティング加工のクラフト紙を第三国の製造業者から直接輸入し、EU 市場で販売される製品の包装に使用している。

- ▶ 製造業者 C は、自らの事業で使用する目的でクラフト紙を輸入した時点で事業者となる。クラフト紙は包装のみに使用されているが、単独の製品として輸入されている。

[シナリオ 4, 5, 6 では、EU 主体が非 EU 主体から木材・木材製品を購入する例を挙げ、状況のわずかな違いについては各シナリオの最後に説明している。]

#### シナリオ 4

EU に拠点を置く木材商 H は、EU 域外を拠点にするサプライヤーから、インターネットでパーティクルボードを購入した。同契約では、パーティクルボードがまだ EU 域外にあっても、所有権が直ちに木材商 H に移転されることになっている。パーティクルボードは、海運業者 J によって EU 加盟国へ輸送され、通関手続きが行われた後、木材商 H のもとへ

輸送された。木材商 H は、パーティクルボードを建設業者 K へ売却した。

- ▶ 木材商 H は、H の事業での販売または使用を目的に、代理業者 J がパーティクルボードを EU へ輸入した時点で事業者となる。海運業者 J は、木材商 H の代わりに商品を輸送した代理業者にすぎない。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれる前に、所有権が非 EU 主体から EU 主体に移転している。]

### シナリオ 5

EU に拠点を置く木材商 H は、EU 域外を拠点にするサプライヤー L から、インターネットでパーティクルボードを購入した。同契約では、パーティクルボードがイギリスにある木材商 H の資材置き場へ輸送された時点で所有権が移転することになっている。海運業者 J は、サプライヤー L の代わりにパーティクルボードを EU へ輸入し、木材商 H の資材置き場へ輸送した。

- ▶ 木材商 H は、H の事業での販売または使用を目的に、サプライヤー L の海運業者 J がパーティクルボードを EU へ輸入した時点で事業者となる。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれた後に、所有権が非 EU 主体から EU 主体に移転している。]

### シナリオ 6

EU 域外に拠点を置くサプライヤー L が、木材・木材製品の貨物を EU へ輸入し、その後バイヤーを探した。木材商 H は、同貨物がサプライヤー L によって物理的に EU 内に持ち込まれ、自由な流通のために税関を通過した後に、L から当該木材・木材製品を購入した。木材商 H は、当該木材・木材製品を自らの事業で使用している。

- ▶ サプライヤー L は、自らの事業を通じて販売するために同製品を EU 内に輸入した時点で事業者となる。木材商 H は取引業者である。

[本シナリオでは、製品が物理的に EU 内に持ち込まれるまで所有権は非 EU 主体から EU 主体に移転しておらず、それ以前には契約も存在していない。]

### シナリオ 7

EU に拠点を置く小売業者 M は、木材製品を EU 内に輸入し、自らの店舗を通じて非営利の消費者へ直接売却した。

- ▶ 小売業者 M は、自らの事業を通じて販売するために同木材製品を EU 内に輸入した時点で事業者となる。

### シナリオ 8

エネルギー会社 E は、EU 域外の第三国からウッドチップを直接購入し、EU 内に輸入した後、それらを用いてエネルギーを生産して EU 加盟国内の送電網へ売却した。ウッドチップは EUTR の適用範囲に含まれるが、エネルギー会社 E が売却した最終製品(エネルギー)は適用範囲外である。

- ▶ エネルギー会社 E は、自らの事業で使用する目的でウッドチップを EU 内に輸入した時点で事業者となる。

### シナリオ 9

木材商 H は、EU 域外の第三国からウッドチップを直接購入した後、それらを EU 内に輸入し、EU 域内でエネルギー会社 E に売却した。その後エネルギー会社 E は、当該ウッドチップを用いてエネルギーを生産し、EU 加盟国の送電網へ売却した。

- ▶ 木材商 H は、自らの事業を通じて販売するためにウッドチップを EU 内に輸入した時点で事業者となる。

[シナリオ 10 および 10a は、立木が本規則の範囲外であることを強調している。「事業者」は、契約の詳細によって、森林所有者、あるいは自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採する権利を有する企業のいずれかになる。]

### シナリオ 10

森林所有者 Z は、自らの土地で伐木し、当該木材を消費者に販売するか、自らの製材所で加工した。

- ▶ 森林所有者 Z は、自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採した時点で事業者となる。

### シナリオ 10a

森林所有者 Z は、企業 A の事業を通じて販売または使用するために、Z の土地で立木を伐採する権利を企業 A 売却した。

- ▶ 企業 A は、自らの事業を通じて販売または使用するために木材を伐採した時点で事業者となる。

付属書 II

複合品の情報に関する例

製品の種類	フラットパック・キッチンフィッティング					市場への出荷の可否
期間	2011年4月～2012年12月					
数量	3,200 ユニット					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
コア	中質繊維板	針葉樹混交林：主にヨーロッパアカマツ ( <i>Pinus sylvestris</i> )、	複数のEU加盟国	複数	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外
		オウシュウトウヒ ( <i>Picea abies</i> )	北方の第三新興国	複数	独自の合法性監査およびトレサビリティ	可 (根拠の確かな証拠がある場合)
表層	ファクシミリ版の木目調ペーパーコーティング (EU域外から輸入)	不明	不明	不明	なし	不可

製品の種類	CKD オフィス家具					市場への出荷の可否
期間	2011年1月～2011年6月					
数量	1,500 ユニット					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
コア	パーティクルボード	シトカトウヒ	EU加盟国	複数	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外
フェース & バック	0.5 mm ベニヤ	ヨーロッパブナ ( <i>Fagus sylvatica</i> )	EU加盟国	私有林所有者	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外

製品の種類	ウッドチップ					市場への出荷の可否
期間	2012年1月～2012年12月					
数量	10,000トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	製材所の厚板から製造／森林所有者から購入した立木の切れ端	トウヒ属混交林、マツ、カバノキ	EU加盟国	複数の私有林所有者	所有者の再生計画の確認	適用外
	製材所の厚板から製造／沿道で購入した丸太の切れ端	トウヒ属混交林、マツ、カバノキ	EU加盟国	複数の私有林所有者	過去にEU市場に出荷済みー不要	適用外

製品の種類	インドネシアの筆記用紙 (90 g/m <sup>2</sup> )					市場への出荷の可否
期間	2012年4月～2013年3月					
数量	1,200トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	短繊維パルプ	アカシアマンギユウム	第三国熱帯発展上国 (特定の州)	産業森林プランテーション・セッションXXX	合法性証明書	適用外
	短繊維パルプ	熱帯広葉樹混交林	第三国熱帯発展上国 (特定の州)	パルプ材／オイル・プランテーションのために開拓した天然二次林	未提出	不可
	長繊維パルプ	ラジアータパイン	第三国温帯国	森林プランテーション	CoC 認証 (生産・流通・加工過程の管理認証)	可 (根拠の確かな証拠がある場合)

製品の種類	12-mm 合板					市場への出荷の可否
期間	2012年4月～2013年3月					
数量	8,500 m <sup>3</sup>					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
フェース & バック	ベニヤ	ビントングール ( <i>Calophyllum</i> spp.)	第三国の発展途上国(特定の州)	YYY セッション	政府機関発行の輸出許可書	可(根拠の確かな証拠がある場合)
コア	ベニヤ	ポプラ ( <i>Populus</i> sp.)	第三国の新興国	農場の植林地(未特定)	未提出	不可

製品の種類	中国のコーティング加工されたアートボード					市場への出荷の可否
期間						
数量	500 トン					
構成要素	詳細	樹種	伐採国／地域	伐採セッション	合法性の証拠	
	北部晒クラフトパルプ (NBKP)、針葉樹	アメリカツガ ( <i>Tsuga heterophylla</i> )、ベイマツ ( <i>Pseudotsuga menziesii</i> )、ベイスギ ( <i>Thuja plicata</i> )、カナダトウヒ ( <i>Picea glauca</i> )、コントロールタマツ ( <i>Pinus contorta</i> )	北方の第三国	産業林のセッション	証明書ガイドラインに基づき「問題なし」に分類	可(根拠の確かな証拠がある場合)
	ラオプホルツ晒クラフトパルプ (LBKP)、広葉樹	ポプラ ( <i>Populus</i> spp.)	北方の第三国	産業林のセッション	証明書ガイドラインに基づき「問題なし」に分類	可(根拠の確かな証拠がある場合)
	機械パルプ	ポプラ(カロリナポプラ: <i>Populus tremuloides</i> 、バルサムポプラ: <i>Populus balsamifera</i> )、カナダトウヒ ( <i>Picea glauca</i> )、バンクスマツ ( <i>Pinus banksiana</i> )	北方の第三国	複数の私有林所有者	「問題なし」に分類された合法性証明書	可(根拠の確かな証拠がある場合)